

員)

町民参加の町づくりを

NPO裁判の展望は

勝訴するものとして進めている

	; ; ; (
一請属	主民の意見よ	主民の意見よえ央されている	
》 町- ^所	信日の意見に	か 明されて いる	
村無	v	費者の視点も考慮しなが	
	が望ましいが、各事業に	ら検討していきたい。	県立山田病院
(住民の意見が反映されて	問 郊外に大型店が進出	
	いるか。	しているが、町づくりへ	
問 どのような裁判が行	佐藤町長復興計画は産	の 影響 は。	
われ、その展望は。	業団体・自治会代表・学	佐藤町長中心商店街の	
佐藤町長 現在、民事訴	識経験者等で構成する委	0	問 医療の充実には県立
訟3件、刑事事件1件が	員会を組織して策定し	場産業の人手不足につい	病院は欠かせない。山田
行われている。民事訴訟	た。	ては、ハローワークと協	病院建設のスケジュール
は町が勝訴するものとし	アンケート調査や中間	力しながら対応する。	は。
て進めている。刑事事件	報告等を行い、さまざま		佐藤町長 27年度に建設
については検察の立証が	な意見を取り入れながら		工事に着手、28年度開院
行われている。	検討作業を進めたことか		
問 不正支出に係る損害	ら、住民の意見は反映さ		
賠償が支払われない場	れたと考えている。		1
合、行政的責任が生じな	問 中心商店街構想に若		
いか。	者・女性・消費者の意見	-	1/1/
佐藤町長 判決内容にも	を取り入れるべきと言っ		
よるが、責任は被告側(N	てきたが、どうなってい		
PO)にあり、 行政的責任	るか。		病防
は生じないと考える。	佐藤町長 地域が求める	-	
間 前町長が給与の一部	業種をバランス良く配置		
返還を行ったのは、行政	することなどの課題があ		
的責任を感じてのもので	るため、若者・女性・消		被災
はないのか。			
豊間根総務課長給与の			
一部返還は、道義的・政治			
的責任によるものであ			
Ja°			
			日本にある

28年度開院予定 きたい。 を考えては。 状況にあるが、県では基 救急機能は診療時間内の 等はどうなるのか。 の予定である。 て県医療局と相談してい しいので、この点を含め 政負担を伴う利活用は難 佐藤町長 町が大きな財 くとのことである。 制の確保に取り組んで 幹病院と連携して診療体 外来診療機能を維持し、 科を基本に、これまでの 度で1病棟、一般病床50 床、診療科目は内科・外 建物規模は前病院と同程 佐藤町長 次救急が基本となる。 医師確保は大変困難な 前山田病院の利活用 病院規模、診療体制 県によると、 61

病院

の建設計

阃 は